石川県情報公開審査会の答申概要（答申第１８０号）

１　異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第２３２号）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて　平成１８年２月　石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.3「昭和63年度」の6.3「急崖の形成と地質」において、「段丘面上には、人工池や用水路があり、地下水位は全般に高い。また、前回の井戸調査でも基盤岩上で水位が確認されている。これらのことから、湛水に伴う地下水面の変化はきわめて少ないと考えられる」としたことについて、人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書及び「前回の井戸調査結果」を記載した文書

２　本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

３　担当課（所）

土木部河川課

４　異議申立て等の経緯

（1）H23. 4.22　公開請求
（2）H23. 5.20　公開決定
（3）H23. 6. 6　異議申立て
（4）H25. 3. 7　諮問
（5）H28. 3.31　答申

５　諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審　査　会　の　判　断　要　旨
条例第１１条第２項（不存在）	１　人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書 本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。 しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は６３年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。 当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は６３年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。 このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。 ２　「前回の井戸調査結果」を記載した文書 実施機関は、６０年度報告書における「ボーリング孔や井戸では地下水位が高い」との記載が「前回の井戸調査結果」であると考えられるが、当該報告書にはほかに記述がないので、不存在としたと述べている。 当審査会において、６０年度報告書を見分したところ、当該報告書の７.「考察」の7.1「急傾斜地についての検討」において、「集落内の用水から絶えず地表水が供給され、また、ボーリング孔や井戸では地下水位が高い」と記載されているが、他に井戸調査結果を掲載した項目は確認できなかった。 このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、結論として妥当であると言うことができる。

６　審議経緯　　審査回数　３回

（別　　紙）

答申第１８０号

答　　申　　書

平成２８年３月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第１　審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定については、妥当である。

第２　異議申立てに至る経緯

１　公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成１２年石川県条例第４６号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定により、実施機関に対し、平成２３年４月２２日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて　平成１８年２月　石川県」（以下「本件報告書」という。）の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.3「昭和63年度」の6.3「急崖の形成と地質」において、「段丘面上には、人工池や用水路があり、地下水位は全般に高い。また、前回の井戸調査でも基盤岩上で水位が確認されている。これらのことから、湛水に伴う地下水面の変化はきわめて少ないと考えられる」としたことについて、人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書及び「前回の井戸調査結果」を記載した文書

２　実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成２３年５月６日に、条例第１２条第２項に基づき公開決定等の期限を１４日間延長することとして異議申立人に通知し、平成２３年５月２０日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

個別箇所について根拠等を記載した公文書は存在しない。

３　異議申立て

異議申立人は、平成２３年６月６日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

４　諮問

実施機関は、平成２５年３月７日に、条例第１９条第１項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第３　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人に対し、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

（１）人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書

本件地区の井戸の底は段丘砂礫内にあると思われ、基岩との不整合面より上部にある表面水を採取利用しているが、現地には段丘砂礫内の浅層水とその下の基盤又は移動岩盤内の深層水の二つの地下水が賦存しているものと思われる。

人工池や用排水路からの影響を与えるのは浅層水であり、湛水により変化するのは深層水であるので、

人工池等の水位は湛水による変化とは無関係なものである。

本件公開請求は、本件報告書に記載されている人工池等の水と地下水の関係から地下水位が高いと判断した根拠に関する文書を請求したものである。

記載の根拠となる公文書は必ず存在するはずである。

（2）「前回の井戸調査結果」を記載した文書

井戸の地下水調査については、本件報告書に、「前回の調査結果」と記載されており、当然その調査結果はあるはずである。

第４　実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、本件公開請求に係る記載のある「昭和６３年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）貯水池地質調査業務委託報告書」（以下「６３年度報告書」という。）及び「昭和６０年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）貯水池地質調査業務委託報告書」（以下「６０年度報告書」という。）のほか、数件の報告書から瀬領地区の部分を転載したものである。

１　人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書

６３年度報告書の記述から、前回とは６０年度報告書の時点であると考えられ、当該報告書を見ると、ほかに個別の理由や根拠を示す記述がないことから不存在とした。

２　「前回の井戸調査結果」を記載した文書

６０年度報告書には、「ボーリング孔や井戸では地下水位が高い」と記載されており、この部分が「前回の井戸調査結果」に当たると考えられるが、これ以外に記述がないことから不存在とした。

第５　審査会の判断理由

１　条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加によ公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

２　本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、「段丘面上には、人工池や用水路があり、地下水位は全般に高い。また、前回の井戸調査でも基盤岩上で水位が確認されている。これらのことから、湛水に伴う地下水面の変化はきわめて少ないと考えられる」としたことに関する次の事項である。

（1）人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書

（2）前回の井戸調査結果を記載した文書

３　本件公開請求に対応する公文書の不存在について

（1）人工池や用水路があると、地下水位が高いと判断した根拠を記載した文書

本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。

しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は６３年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。

当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は６３年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。

このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しな

いとした決定は、不合理とはいえない。

（2）「前回の井戸調査結果」を記載した文書

実施機関は、６０年度報告書における「ボーリング孔や井戸では地下水位が高い」との記載が「前回の井戸調査結果」であると考えられるが、当該報告書にはほかに記述がないので、不存在としたと述べている。

当審査会において、６０年度報告書を見分したところ、当該報告書の７．「考察」の７．１「急傾斜地についての検討」において、「集落内の用水から絶えず地表水が供給され、また、ボーリング孔や井戸では地下水位が高い」と記載されているが、他に井戸調査結果を掲載した項目は確認できなかった。

このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、結論として妥当であると言うことができる。

４　諮問の遅れについて

本件において，異議申立てから諮問までに約１年９か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

５　まとめ

以上の理由により、第１に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第６　審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

＜別表＞

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成25年３月７日	○諮問を受けた。（諮問案件第２３２号）
平成25年６月４日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成27年７月31日 （第265回審査会）	○事案の審議を行った。
平成27年10月15日 （第267回審査会）	○事案の審議を行った。
平成27年12月21日 （第269回審査会）	○事案の審議を行った。